○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上飯田八一二五の三八三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道留萌郡小平町字花岡七二の一（次の図に示す部分に限る。）、字大椴二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山下和字植杉二二七四の一四〇から二二七四の一四五まで、二二七八の七〇から二二七八の七二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県大仙市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五一四八の一二・五一六五の四・五一六八の七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・五一四八の一三・五一五八の四・五一六二の八・五一六八の三・五一六九の四（以上五筆国有林）、五一六八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県氷見市窪字穴畑三二八三の七〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字石堂三〇五七の二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字奥ノ丸三〇一六の二、字石堂三〇五七の二五（次の図に示す部分に限る。）、三〇五七の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字大岩二二九六の二・二二九七の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第九百十一号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年九月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第M―298号	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	SC1000	HACH Company	型式承認試験基準の改正に伴う対応